

2008年5月28日

「仕事と生活の調和の実現に向け当面取り組むべき事項（事務局案）」
に対する意見

（社）日本経済団体連合会
専務理事 紀陸 孝

本日は所用にて会議への出席ができませんが、事務局案について下記のとおり意見を申し述べたいと存じますので、よろしくお取り扱いください。

記

【本資料に関する考え方について】

(1) 前回までに各省ならびに参加団体の取組状況について報告がなされたことを踏まえて今後の課題の整理を行うことは理解できますが、当部会の検討事項が「各主体の取組の推進」のために「取組状況を踏まえた今後の課題の整理」を行った上で、それを踏まえて「今後の課題に対応した取組の改善策の検討」を行うことであることに鑑みますと、今回の事務局案のような形で、課題の整理について十分に議論されないままに「当面取り組むべき事項」を取りまとめることについては、そもそも当部会の検討事項に合致していないのではないかと考えられます。また、第1回会合において示された検討スケジュールで「取組の現状から見た当面の課題」について検討することとされている点も踏まえる必要があるのではないかと考えます。

さらに、「当面の課題」は前回までの議論を踏まえて整理されるべきであるところ、前回までの会議で議論された内容がどのように反映されているのかという関連性が明確に示されていないため、唐突感が否めない事項も多く見られます。憲章に基づいて取り組むべき事項は既に行動指針において整理されているところでありますので、今回の資料作成に至る背景説明を踏まえた上で、行動指針との関係も含めた本資料の位置づけ等について委員間で十分な意見交換を行い、その上で取りまとめを行うことが重要であると考えます。

(2) 仮に、来年度予算編成等に向けて、何らかの取りまとめが必要とされる場合は、主体として部会に参画する各団体の取組まで含むのではなく、政府が当面取り組むべき事項に絞ってまとめていくことが適当であると考えます。その際、とりわけ重点事項に絞って整理していくことが望ましく、総花的な記述とならないように留意していくことが重要と考えます。

本資料に関する私の考え方は上記のとおりでありますが、事務局案の審議にあたりまして、内容面で少なくとも修正等を行う必要があると思われる点を次ページ以下にまとめましたので、ご勘案いただければと存じます。

【個別項目にかかわる意見】

< 1 ページ 1 - (2) - (詳細版の 5 ページの一番上) 「就職活動をする学生に仕事と生活の調和に取り組む企業の情報を提供」について >

国が特定の企業のみを紹介することにつきましては、学生の就職活動を誘導することになりかねないので、情報発信の仕方には注意する必要があると考えます。国が学生に直接情報発信することは国が学生に対して特定企業を推奨することになりかねませんので、各企業が自社の採用ホームページ等で、事業内容やキャリアプラン等とあわせて、WLB に関する取組みを積極的に情報発信するよう促すこととしてはどうでしょうか。

具体的には、「WLB への取組みが有能な人材の確保・定着につながった好事例などを収集し、パンフレットやホームページ等により企業に対して情報提供する」こと等が考えられます。

< 詳細版の 4 ページ 1 - (2) - 「(人事評価方法見直しに踏み込んだ事例の提示)」について >

公正な評価制度の導入や運用がなされることは、経済界として従前より会員企業にも働きかけを行っているところであり、効果的な事例を紹介することについては賛成です。

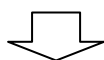
しかし、現行の人事評価制度で高い成果をあげている企業や、既に「効率的な働き方」に関する項目を人事評価の尺度に導入している企業がある現状等を踏まえると、「企業における評価の尺度を変えていく必要がある」という表現は厳しすぎると考えられます。

そこで、例えば以下のような表現にしてはと考えます。

< 原案 >

(人事評価方法見直しに踏み込んだ事例の提示)

仕事と生活の調和が企業内に根付くためには、より効率的な働き方をした労働者がより高く評価されるように、企業における評価の尺度を変えていく必要があり、そうした事例についても収集・情報提供していくことが有効である。



< 修正案 >

(人事評価方法の見直しにより成功した事例の提示)

人事評価制度に、「仕事と生活の調和」や「効率的な働き方」等に関する項目を導入する等により、企業活動の活性化や生産性の向上につながった好事例を収集・情報提供していくことが有効である。

< 詳細版の7ページ 2 - (2) 「フリーター等の常用雇用化の支援」について >

「就職氷河期に正社員になれなかった若者」という表現を、「就職氷河期に思うように就職ができずに、やむを得ず有期雇用従業員やパートタイマー等にとどまっている若者」とすることで、より対象を明確に表現できるのではないかと考えます。

< 詳細版の9ページ 4 - (3) 「女性が活躍できる環境の整備」について >

「厚生労働省において、・・・」以下の表現が、具体的にどのようなことを実施するのかがわかりにくいいため、例えば、以下のように修正してはどうでしょうか。

(3) 女性が活躍できる環境の整備

(中略)

女性の継続就業のためには、個々の企業が、女性の能力発揮を図るため、雇用管理制度及びその運用見直しを行うポジティブ・アクションにとりくむことが効果的である。厚生労働省において、好事例の収集・情報提供を行うことにより、企業のポジティブ・アクションに関する取組の一層の促進を図る必要がある。

以 上